

■ 追加設置および入替設置について

2020/4/24

「追加設置」および「入替設置」を申請する場合、「新規設置」の公募兼交付申請と必要な要件が異なりますので以下を確認のうえ、データ入力やアップロードを行ってください。

対象となる申請と必要な要件の違い

	対象となる申請	必要な要件
【追加設置】	高速道路 S A・P A 及び道の駅等への充電設備設置事業	既設充電設備の利用頻度が高く、充電渋滞の解消を目的としていること。
	商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業	
	マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業	電気自動車等のさらなる普及につながること
【入替設置】	高速道路 S A・P A 及び道の駅等への充電設備設置事業	既設充電設備を設置してから8年間が経過しており、かつ一定需要が見込まれる場所に設置すること。
	商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業	

注意：追加設置と入替設置については、上記のように考え方や要件が異なりますので、申請を行った後で変更（追加設置を入替設置へ変更など）はできません。

オンライン申請システムで選択や入力が必要な項目

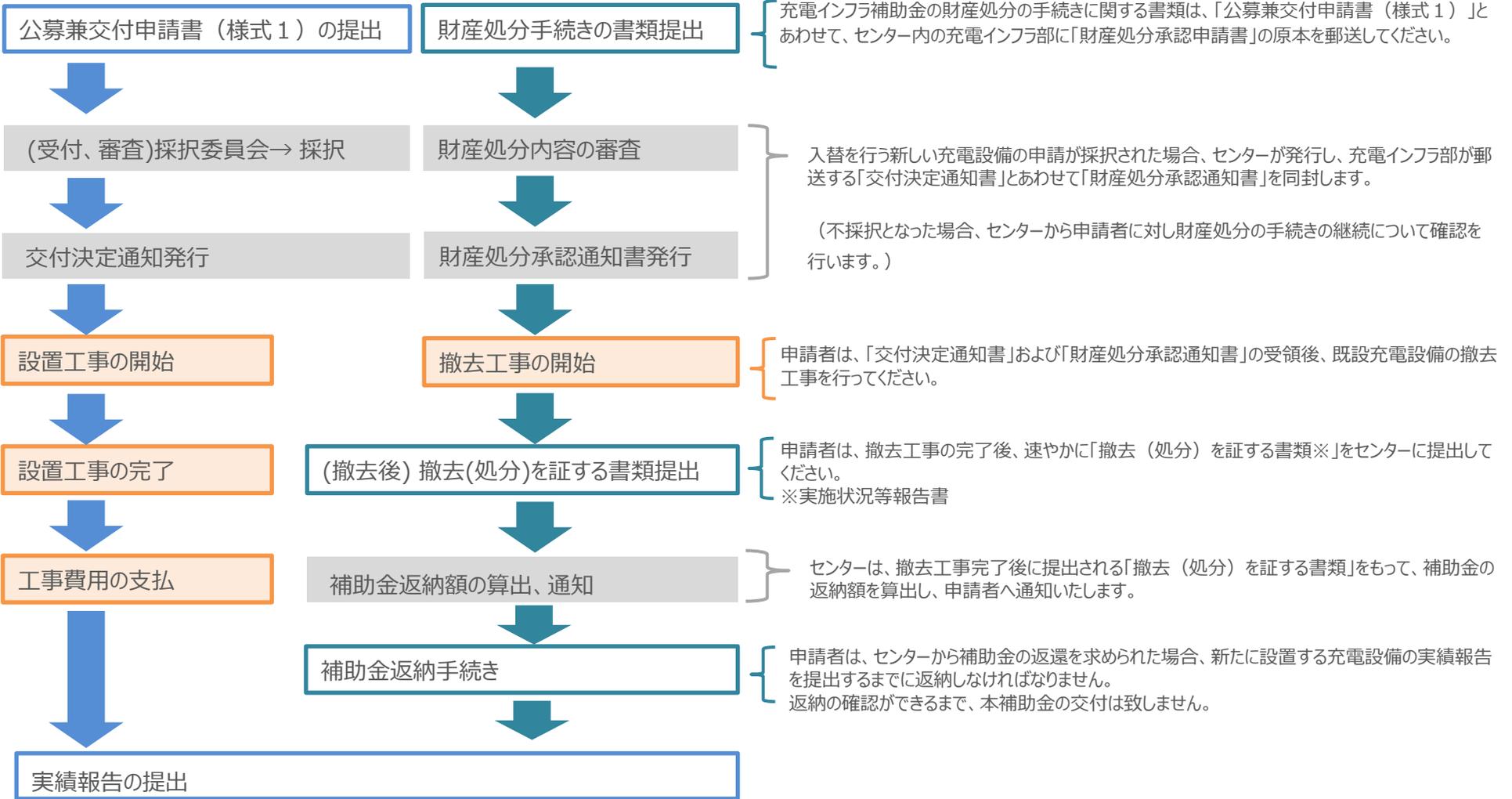
	既設充電設備の有無	追加、入替の選択	既設充電設備の補助金利用有無	設置事業計画の申告 での入力やアップロードを行う項目
【追加設置】	有	追加設置	—	・既設充電設備本体の出力
【入替設置】	有	既設充電設備と入替	補助金を受けて設置した充電設備	・既設充電設備のメーカー名、型式、製造番号/シリアル番号、既設充電設備本体の出力、既設充電設備の保証開始日 ・既設充電設備の銘板（型式・製造番号等）が確認できる写真
			自費で設置した充電設備	・既設充電設備のメーカー名、型式、既設充電設備本体の出力、既設充電設備の保証開始日 ・既設充電設備の銘板（型式・製造番号等）が確認できる写真
			補助金を受けて設置した課金装置	・補助金交付決定番号、課金装置のメーカー名、型式、製造番号/シリアル番号 ・既設課金装置の取得価格が50万円以上/50万円未満であるか ・既設課金装置の銘板等（型式・製造番号等）が確認できる写真

■ 入替設置で申請する場合の手続き

2020/4/24

H26・H29年度事業において既設充電設備に後付け設置した課金装置を、保有義務期間中に既設充電設備の入替とともに処分する場合、財産処分の手続きを行う必要があります。
 ※センターからの補助金を受けず自費で設置した既設課金装置は、財産処分の手続きは必要ありません。

財産処分を含めた申請の流れ



入替設置の手続きの流れ